

[事案 20-71] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 3 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 3 日 裁定終了

< 事案の概要 >

変額個人年金を契約したが、加入時に募集人(銀行員)の説明不足があったので、契約を取消し、既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 5 月、長年取引のある銀行の行員が来訪し、定期預金の利息が安いからと、変額個人年金を勧められ、同行とは 30 年以上の付き合いで全幅の信頼を寄せていたため、何の疑問を感じずに、5 月 22 日に変額個人年金(一時払保険料 1,000 万円)の契約申込みをした(5 月 28 日契約成立)が、下記のとおり重要事項の説明不足等があったので、契約を取消し、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 申込み前、「リスクを伴う商品は一切希望しない」旨強く数度念を押したが、「途中解約に元本割れのリスクがあること」等の重要事項の説明がなく、3%での運用、受取総額 100%保証等のメリットのみを説明した。
- (2) 貯蓄タイプで元金は目減りしない信託銀行の商品と思い、保険会社の商品だとは思わなかった。
- (3) 初期費用として一時払保険料の 3 % が差し引かれることを知らなかった。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、契約取消および払込保険料の返還については、要求に応すべき理由がないと考えられるので、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 当該商品の提案の際、「簡易パンレット」、「パンフレット・ご契約のしおり・約款合本」、「契約締結前交付書面」、「お客様へのお知らせ」、「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」を使用して、①預金ではなく保険商品であること、②契約時に契約初期費用の控除があることならびに中途解約した場合には所定の控除があること、③運用実績が思わしくない場合には、一時払い保険料から年金が取り崩されること、契約申込日から 8 日以内であればクーリング・オフが可能であること等について説明した。
- (2) 「過去に投資信託で損をしたので投資信託はもうやりたくない」との意向は聞いているものの、「リスクを伴う商品は一切希望しない」との意向は聞いていない。事実、「お客さまカード兼提案書」に記載のとおり、資金運用に関する基本的な意向として「資金を増やす」「元本の安全性と収益性のバランスに配慮」の欄に、申立人自身によりチェックいただいている。また、「意向確認書兼適合性確認書」においても、「申立商品はリスクのある投資商品である」旨の確認欄にもチェックいただいているなど、申立商品に一定のリスクがあることを承知の上で加入いただいたものと考えている。
- (3) パンレットや契約締結前交付書面等使用して、費用や解約時には受け取る金額が払込保険料相当額を下回る旨のリスクを含む商品内容であることについて説明している。
- (4) 当初の苦情申出時に募集人が申立人と面談したところ、「費用の説明を受けていたのを思い出した」とコメントされ、「初期費用の説明があったこと、投資信託で運用する点については理解している」とのことで、申立契約を継続されることになった経緯がある。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張を法的に構成すれば、要素の錯誤(民法 95 条本文)による申立契約の無効を主張するものと考え、申立人が主張する錯誤の有無について、申立書、答弁書等の書面の内容、申立人および募集人(銀行員)からの事情聴取の内容にもとづき審理し

た。

審理の結果、下記の事実を総合すると、申込み時に募集人による重要事項の説明不足があったとは認めることはできず、申立人の主張するような錯誤があったと認めることもできない。申立人は、募集代理店である銀行に全幅の信頼を寄せていたから、書類には目を通していない、記載事項は眼中になかったと言うが、もしそうした状態で契約の申込みをしたのであれば、表意者（申立人）に「重大な過失」があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）。

したがって、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 募集人は、封筒にセットされた一件書類（簡易パンフレット、商品パンフレット・契約のしおり・約款・特別勘定のしおりを含む冊子、契約締結前交付書面等）を交付し、簡易パンフレットを中心に 2 時間程度の時間をかけて、保険の説明を行った。
- (2) 簡易パンフレット、商品パンフレットの各表紙には当該商品が「変額個人年金保険」であること、取扱銀行は「募集代理店」であり、「引受保険会社」は当該保険会社であることが明記されており、さらに内容を見れば、当該商品が保険会社を保険者とする「保険」であることは一目瞭然である。
- (3) 契約初期費用として一時払保険料の 3 % が差し引かれ、その残額が特別勘定に繰り入れられることは、簡易パンフレットの最終頁に「ご契約時にご負担いただく費用」として明記されており、契約締結前交付書面にも「諸費用について」として明記されている。
- (4) 申立人は、「お客様カード兼ご提案書（個人用）」に署名し、生命保険商品の提案を受けることを了承し、「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」と「意向確認書兼適合性確認書」に自らチェックした上で署名している。「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」には、銀行預金とは異なり元本保証のないこと、生命保険会社を引受保険会社とする保険商品であること等が明記されており、「意向確認書兼適合性確認書」には、申し込む商品が、預金とは異なり、中長期継続を前提とした保険商品であることやリスクのある投資性商品であること等が明記されている。
- (5) 取扱銀行では、70 歳以上の高齢者の場合、その場で契約を成立させることなく、翌日に役付き者（募集人の上司）から意向確認の電話を入れた上で契約を進めることにしており、本件でも、翌日に募集人の上司が申立人に意向確認の電話を入れた上で契約を進めている。

【参考】民法 95 条（錯誤）

第 95 条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。